

経営委員会 御中

平成22年11月9日

監査委員会活動結果報告書

(大相撲取材でのコンプライアンスに関わる不適切な事案に関する報告書)

選定監査委員 井原 理 代

選定監査委員 石島 辰太郎

選定監査委員 浜田 健一郎



1. 事案の経緯

名古屋場所開催前の大相撲の野球賭博をめぐる一連の取材で、報道局報道番組センタースポーツ部の記者(以下、当該記者という)が取材先であった親方に対し、警察の捜査情報に関する内容をメールで送っていた。このことを10月6日にNHKが知り、2日後の10月8日に、名古屋場所開催前の大相撲の野球賭博をめぐる一連の取材でコンプライアンス・報道倫理に関わる不適切な事案が発生したとして、報道局長が記者ブリーフィングを行い、事実の概要を報道発表した。11月2日には、会長以下関係役員が出席して記者会見を開き、本事案の調査概要を説明するとともに、当該記者に対する停職3か月の懲戒処分および会長以下関係役員・上司への処分を発表した。

2. 監査委員会の対応

監査委員会は10月12日に会長に対し、平成20年1月に発覚したインサイダー取引の問題以降、継続した研修や職場討議を通じてコンプライアンス・報道倫理の徹底を図ってきたにもかかわらずこのような事案が発生したことは、コンプライアンス意識が組織に十分には浸透していなかったと言わざるを得ず、大変に遺憾である旨を伝えた。と同時に、次の検証とそれを踏まえた再発防止策を報告するよう申し入れた。

- (1) 本件およびそれにかかわる事実の徹底した説明を進め、当該記者がなぜこのようなことを行ったのか、背景にまで迫る検証。
- (2) コンプライアンス・報道倫理の徹底に向けたこれまでの取り組みの検証。
- (3) 上記の検証を踏まえた再発防止策。

上記申し入れに対し、監査委員会は以下のとおり、総合リスク管理室からの報告聴取とさらなる調査の要請、コンプライアンス担当理事および報道担当理事へのヒアリングを行い、その上で会長からの総括報告を受けた。

- ・ 総合リスク管理室からの報告聴取

事実関係の調査にあたっては、報道局から独立した組織の総合リスク管理室が一元的に行い、当該記者やデスク・上司、さらにこの賭博取材に関わった報道局職員などから聞き取り調査を行った。また、総合リスク管理室は、当該記者の業務用携帯電話のメール確認(送受信合わせて 3,612 件)、当該記者や上司などの業務用携帯電話の通話記録(7月6日～7日)、原稿作成などに使う報道情報システムへの当該記者のアクセス履歴(7月6日～7日)、当該記者の業務用パソコンの接続記録(7月6日～7日)等の確認を行った。

監査委員会は、その調査結果の報告を、総合リスク管理室から10月13日、21日、28日、11月8日の4回にわたって聴取し、必要に応じさらなる調査を要請した。

- ・ 担当理事ヒアリング

10月25日に、コンプライアンス担当理事から主に本事案の事実関係と調査状況を、報道担当理事から主に情報取材のあり方とこれまでのコンプライアンス・報道倫理徹底に向けた取り組み状況について聴取した。

- ・ 会長ヒアリング

11月8日に、会長より10月12日に行った申し入れ対し総括報告を受けた。以上の取り組みにより、判明した事項は次のとおりである。

3. 判明事項

(1) 事実関係

当該記者は、スポーツ部の遊軍記者として5月下旬から野球賭博問題取材の応援に加わり、番組などのために相撲関係者の取材を担当しており、警察関係者の取材は行っていなかった。7月6日は休みであったが、野球賭博問題で警視庁の強制捜査が近いという噂が流れていたほか、NHKが名古屋場所の中継をするか否かの決断を迫られるなど切迫した状況になっていたため、正午頃、国技館に自発的に出向いている。この日の午後、懇意にしていた他社の記者から「明日に捜査があるようだ」という情報を聞かされたという。当時、マスコミの間で警察の捜査が話題に上がっていたが、「明日」という具体的な日時を聞いたのは初めてで、相手の口調からも、「この情報は本当なのでは」と感じたという。しかし、他社から得た情報であるため、捜査の日時や場所を確認できるまでは上司に報告しないことにしたという。このため親しくしていた親方に確認を取ろうと、何度か電話をしたが、その理由として「これまでの取材経験から、警察が強制捜査前に本人の所在確認をすと思い、親方に聞けば捜

索の日時や場所がわかると思った」と話している。電話はつながらず、その後、庶務手続きのため、午後 5 時半過ぎに放送センターを訪れ、午後 6 時 50 分頃に出ている。その間、スポーツ部の居室から、報道情報システムにアクセスしているが、警察関連の原稿には一切アクセスがなかった。その後、友人との食事をして帰宅後、自宅からも親方に電話をしたが結局つながらず、午前 0 時頃、問題のメールを送ったという。

また、当該記者が、報道情報システム、業務用パソコン、携帯電話などで、警察の捜索に関する NHK の内部情報に接触しようとした形跡はなかった。スポーツ部のデスクや社会部のデスクなどから事情を聴いた結果、当該記者に NHK の内部情報を伝えたという事実も確認されなかった。

これらの調査から「NHK の内部情報が親方に伝えられた可能性は低い」と総括している。会長ヒアリングのなかでも、会長は「総合リスク管理室からの報告を受けて、しっかりした調査状況から、内部情報の漏洩ではないことを確信し、納得した」と述べている。

(2) 動機と背景

総合リスク管理室の調査に対し、当該記者は親方にメールを送った動機としては、①真偽のほどがはっきりしない他社の情報であり親方から日時や場所を確認したかった、②親方との関係がこじれていたため修復のきっかけにもしたかった、という 2 点をあげており、証拠隠滅などにつながる恐れがあるとは思ってもよらなかったと述べている。

同調査により、当該記者のような 10 年近い経験の中堅記者に取材活動を任せきりにするなど、記者とデスクなどの上司とのコミュニケーションが必ずしも十分でない実態があることが明らかになっている。また、上司の想定を超える範囲で、メール取材が一般化されている実態も明らかになっている。

会長ヒアリングの中で、会長はメール取材の恒常化に触れて、「メールの多用は危機管理の面だけではなく、礼儀の面、上司とのコミュニケーションの面など、報道現場の問題だけではなく、非常に大きな問題を含んでおり、今後幅広く対策を考えていく必要がある」と述べている。

(3) これまでのコンプライアンス・報道倫理徹底の取り組みの検証

平成 20 年にインサイダー取引の問題が発覚して以降のコンプライアンス・報道倫理徹底の取り組みとして、内部統制の構築を進め、「NHK 倫理・行動憲章」「行動指針」の改定、「コンプライアンス推進強化月間」の取り組み強化、「通報制度」の規程改定、リスクマネジメントの観点からのコンプライアンスの推進などが行われてきた。報道倫理の徹底への取り組みについては、報道局の各部および全国の放送局で、報道に携わる職員を中心に、報道倫理に関する研修や現場討議が実施されてきた。

ジャーナリストとしての根幹を確認し、業務上のリスクや課題を洗い出すもので、21年度、22年度も継続して行われている。

報道担当理事は「報道倫理のための研修や現場討議を継続してやってきたつもりだったが、結果として記者が今回の問題を起こしたことは何か欠けたものがあったと、考えざるを得ない。今後は外部の有識者の意見も聴いて記者教育や研修を考えたい」と述べている。

またコンプライアンス担当理事は「記者にとっては取材対象との距離感が重要であるが、社会人としての常識が欠けたまま、記者としての仕事をしているケースがないか、根本から考えないといけない。NHKでは「見える化」による業務プロセス統制を進めているが、今回の問題をきっかけに、報道だけでなく、全組織の各職場で、改めて日々の業務に潜むさまざまなリスクとどう向き合うかの点検や議論が必要と考える」と述べている。

会長ヒアリングの中で、会長は「コンプライアンス・報道倫理徹底に向けた取り組みにおいては、マインドに問題があり、組織の隅々、職員一人ひとりまでそれが行きわたるよう徹底したい」と述べている。

(4)再発防止策

今回の事案発生を受けて、報道現場での緊急討議として、報道局全部局で臨時の緊急部会を開催するとともに、報道局の幹部が参加する形で、本部の各部および全国の各放送局で緊急の職場討議が実施された。また、緊急倫理研修として、報道局所属の記者全員に出席を求めて、11月5日まで6回に分けて実施された。さらに、報道局内に「記者教育改革チーム」を設置し、これまでの研修で抜け落ちていたものがないかどうか、外部の有識者8人の意見も参考にして、記者教育のあり方の見直しを進めており、年内をめどに結論を出すことにしている。

報道担当理事は「これまで、地域で取材にあたっている若手の記者等の研修に力を入れてきたが、地域で取材実績を積んで本部等に異動し、上司からある程度任されて取材をすることが多い記者等を対象に教育や研修を行う必要があると考えている」と述べている。

また、10月から12月までのコンプライアンス推進強化月間において、今回の問題を踏まえて、総合リスク管理室は、報道だけでなく全職場で、業務の「見える化」で得られたリスク対応策の情報を共有し、判断に迷う場合の対応等について議論を行うなど、「見える化」のさらなる深化を進めていくよう求めている。

4. 監査委員会としての調査結果

以上の判明事項に基づき、監査委員会としての調査結果をまとめると、次のとおりである。

- (1) 事実関係については、総合リスク管理室を中心に可能な限りの調査をしていると認識し、調査結果を受け入れる。
- (2) 当該記者の不適切な取材の動機と背景については、報道倫理の欠如とともに、日常業務における現場での記者教育の不足、コミュニケーションの不十分さおよびメール取材の一般化とそれに伴うリスクの実態が明らかになっており、それを踏まえた今後の対策を注視していく。
- (3) これまでのコンプライアンス・報道倫理徹底の取り組みの検証については、21年度、22年度の継続的な取り組みにもかかわらず、「何か欠けたものがあり」、「根本から考えないといけない」という担当理事の認識を重く受け止め、それに基づく取り組みを注視していく。
- (4) 再発防止策については、報道現場での緊急討議や報道倫理の徹底研修を実施しているが、上記のように記者教育の在り方の見直し、コミュニケーションを強化していくような体制整備、メール取材のマナーや危険性を教える機会の確保などが求められていると認識している。報道局内に設置された「記者教育改革チーム」を中心に、この認識に対応した再発防止策が早急に検討され実施に移されることを要望する。

経営委員会 御中

平成22年11月9日

監査委員会活動結果報告書

(「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守についての確認)

選定監査委員 井原 理代



選定監査委員 石島 辰太郎



選定監査委員 浜田 健一郎



(実施内容)

監査委員会は、放送法第23条の4に基づく監査活動の一環として、日本放送協会の平成22年4月1日から平成22年9月30日までの経営委員の業務執行につき、全委員から「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守について確認書(別添)の提出を求めた。

(確認した事項)

監査委員会は、経営委員会委員12人全員から、それぞれ「経営委員会委員の服務に関する準則」に基づき行動したとの確認書を受領した。

(別添)

平成22年10月12日

監 査 委 員 会

経営委員への確認書の依頼について

監査委員会は、放送法第23条の4に基づく監査活動の一環として、平成22年4月1日から平成22年9月30日（就任日が4月1日以降の場合は就任日から）までの日本放送協会の経営委員のみなさまの職務執行について、「経営委員会委員の服務に関する準則」の遵守の確認を実施いたします。

下記の内容をご確認頂き、署名の上、10月22日（金）までに同封の封筒により監査委員会事務局宛に返信をお願い致します。

確 認 書

- 平成22年4月1日から平成22年9月30日（就任日が4月1日以降の場合は就任日から）までの日本放送協会の経営委員としての職務執行について、「経営委員会委員の服務に関する準則」（別添）に基づき、行動したことを報告します。

- 本確認にあたり、職務執行上懸念される課題等があればご自由に記述下さい。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

署 名 _____